

道路整備に係る予算措置の確保及び拡充を求める意見書

道路は、県民生活の「安全・安心」の確保や、地域「活力」の創出、地域経済の持続的な「発展」を支える最も基礎的な社会基盤である。

特に本県は、平成二十四年九州北部豪雨や平成二十八年熊本地震、先頃の平成二十九年九州北部豪雨など、大規模な自然災害に度重ねて見舞われ、さらに南海トラフ巨大地震の脅威にも晒されており、県民の命を守り、復旧・復興の鍵となる「命の道」として、道路が県民生活になくてはならない重要な基盤施設であると、改めて強く認識しているところである。

さらに東九州自動車道の開通によって、本県は九州の高速道路ネットワークと関東、関西や中国・四国方面へのフェリー航路の結節点に位置することとなり、「九州の東の玄関口」として、全国規模の物流面での労働生産性の向上（長距離ドライバーの働き方改革を含む）や既存ストックを有効活用した地方創生等に正に取り組みつつあり、高速道路網を補完する地域高規格道路や港とインターチェンジを結ぶ地方道等は、「活力の道」「発展の道」として、益々その重要性が高まっているところである。

しかし、県内道路の整備状況を概観すると、中山間地域を中心に未改良区間が多く残され、災害時の集落孤立化等が懸念されるとともに、都市部においても渋滞箇所や歩道未整備区間が数多く残り、産業活動や市民生活において大きな課題となっている。また、地形が厳しくトンネルや橋梁の多い本県にとっては、老朽化する道路施設の適切な維持管理や更新も、大きな課題となっている。

限られた予算の下、投資の一層の重点化やソフト対策の併用等を図り、効率化に弛まず取り組み続けているが、そもそも社会基盤整備が立ち後れている本県では、ハード対策を求める県民の声が非常に強く、道路ストックは未だ質・量ともに大幅に不足していると言わざるを得ない。

このように道路整備に対するニーズは非常に高いが、国の公共事業予算は依然として厳しく、自主財源の乏しい地方にとって、今後の計画的かつ着実な道路整備を進めるには、予算の確保および拡充は不可欠である。

さらに現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、当該措置は平成二十九年年度までの時限措置となっている。地方創

生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、地方の努力に水を差すものであるとともに、『県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県』の実現に不可欠な道路整備の推進に、大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

一 道路整備には息の長い取組が必要であり、平成三十年年度予算の満額確保とともに、将来にわたって安定的・継続的な予算の確保を図ること。また補正予算においても積極的に措置すること。

二 老朽化する道路施設の維持管理・更新を適切に行うため、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。加えて地方へ確実な財源措置を図ること。

三 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成三十年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう更なる拡充等の措置を講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣 石 井 啓 一 殿